4　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等（第十二条、第十九条、第二十二条関係）
⑴　届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を終了した事業者又は保管する廃棄物がポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した事業者は、その使用を終了したとき又は判明したときは、氏名及び住所、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況、保管の場所等を都道府県知事に届け出なければならないものとする。
⑵　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の届出をした事業者は、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を終了した日又は保管する廃棄物がポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した日から政令で定める期間が経過する日までにポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は他人に処分を委託しなければならないものとする。
5　その他
⑴　都道府県等のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定義務に係る規定等を削る。（改正前第七条、改正前第九条関係）
⑵　指導及び助言、承継、報告の徴収、立入検査等の規定の対象に低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の届出をした者を加える。（第十条、第十七条、第三十二条、第三十三条関係）
⑶　環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル塗布施設等の所有又は管理に係る事業を所管する大臣に対し、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の飛散の防止について必要な措置を講ずることを要請できるものとする。（第二十九条関係）
⑷　罰則の規定について所要の整備をする。（第四十三条関係）
⑸　その他所要の改正を行う。

第２　中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部改正
1　中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）の事業から「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行うこと」を削る。（第七条関係）
2　会社がポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画を定め、環境大臣の認可を受けなければならない旨の規定を削除とする。（第十一条関係）
3　政府がポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業に要する費用に充てるための会社の長期借入金に係る債務について保証することができる旨の規定を削除とする。（第十七条関係）
4　その他所要の改正を行う。

第３　附則
1　この法律は、一部を除き、令和九年四月一日から施行する。（附則第一条関係）
2　所要の経過措置等を定める。
3　その他所要の改正を行う。

◇防衛省組織令の一部を改正する政令（政令第百九十七号）（防衛省）
1　整備計画局に新たに宇宙を担当する参事官一人を置くとともに、防衛計画課の所掌事務を変更する。（第二十六条、第二十七条及び第三十条の二関係）
2　この政令は、令和八年七月一日から施行する。（附則関係）

◇検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令（政令第百九十八号）（法務省）
1　検察審査員、補充員、証人及び法律その他の事項に関し専門的助言を徴せられた者の日当の最高額を八千四百五十円から八千七百五十円に引き上げる。（第三条第一項関係）
2　この政令は、令和八年七月一日から施行する。（附則第一項関係）

◇更生保護法施行令の一部を改正する政令（政令第百九十九号）（法務省）
1　日当に関する規定の整備
中央更生保護審査会又は地方更生保護委員会に呼び出された関係人に支給する日当の最高額を八千四百五十円から八千七百五十円に引き上げる。（第二条関係）
2　施行期日
この政令は、令和八年七月一日から施行する。（附則第一項関係）

◇私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（政令第二百号）（公正取引委員会）
1　参考人又は鑑定人に必要な日数に応じて支給する日当の一日当たりの額の上限を引き上げること。（第三条第二項関係）
2　附則
⑴　この政令は、令和八年七月一日から施行すること。（附則第一項関係）
⑵　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。（附則第二項関係）

◇金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（政令第二百一号）（金融庁）
1　参考人の日当の最高額を八千四百五十円から八千七百五十円に、鑑定人の日当の最高額を八千五十円から八千三百五十円に、それぞれ引き上げる。（第三条第二項関係）
2　施行期日等
⑴　この政令は、令和八年七月一日から施行する。（附則第一項関係）
⑵　所要の経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（政令第二百二号）（金融庁）
1　参考人の日当の最高額を八千四百五十円から八千七百五十円に、鑑定人の日当の最高額を八千五十円から八千三百五十円に、それぞれ引き上げる。（第三条第二項関係）
2　施行期日等
⑴　この政令は、令和八年七月一日から施行する。（附則第一項関係）
⑵　所要の経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令（政令第二百三号）（総務省）
1　電波監理審議会の審理に出頭を求められた参考人が受ける日当の額の上限を八千四百五十円から八千七百五十円に引き上げる。（第四条関係）
2　この政令は、令和八年七月一日から施行する。（附則関係）